

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和2年2月13日に議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和2年2月13日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 栄



- 1 令和2年度栃木県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 2 令和2年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算